

公 示 日 : 2021 年 12 月 15 日(水)

調達管理番号 : 21a00981

国 名 : セネガル

担 当 部 署 : 人間開発部基礎教育グループ基礎教育第二チーム

案 件 名 : セネガル国初等教育算数能力向上プロジェクトフェーズ 2 (住
民参加/制度化)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 住民参加/制度化専門家
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2022 年 2 月上旬から 2023 年 4 月下旬
- (2) 業務人月 : 現地 7.20、国内 0.25、合計 7.45
- (3) 業務日数 :

- ・ 第 1 次 国内準備 2 日、現地業務 120 日、国内整理 1 日
 - ・ 第 2 次 国内準備 0 日、現地業務 96 日、国内整理 2 日
- 本業務においては 2 回の渡航により業務を実施することを想定しており、第 1 次派遣を除いては具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的条件については、10. 特記事項を参照願います。

(4) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が 12 ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(1)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第 1 回 (契約締結後) : 契約金額の 32% を限度とする。
- 2) 第 2 回 (契約締結後 13 ヶ月以降) : 契約金額の 8% を限度とする。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) 見積書提出部数 : 1 部
- (3) 提出期限 : 2022 年 1 月 12 日 (水) (12 時まで)

(4) 提出方法：電子データのみ

➤ 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き（PDF/352KB）

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf

なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

◇ 評価結果の通知：2022 年 1 月 25 日（火）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・
選考の上、契約交渉順位を決定します

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- ① 業務実施の基本方針 16 点
- ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点

(2) 業務従事者の経験能力等：

- ① 類似業務の経験 40 点
- ② 対象国又は同類似地域での業務経験 8 点
- ③ 語学力 16 点
- ④ その他学位、資格等 16 点

(計 100 点)

類似業務	学校運営における住民参加促進、コミュニティ開発、研修・モニタリング制度構築等
対象国／類似地域	セネガル／全途上国
語学の種類	仏語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：入国に際してイエローカード（黄熱病予防接種証明書）の提示が必要。

6. 業務の背景

セネガルの初等教育就学率は 71.8%（2000 年）から 86.4%（2018 年）に改

善したものの（教育省、2019年）、教育の質においては依然として課題が残されており、初等修了率59.8%（2019年）は、サブサハラアフリカ平均68%（WB、2019年）を大きく下回っている。また、国際的な学力調査の結果によれば、2年生の内7割近い子どもが教授言語である仏語の基礎的な読み書きができず、4割近い子どもが基礎的な計算などの算数能力を習得できていない（PASEC、2014年）。

当国政府は国家開発計画「セネガル新興計画（PSE）」（2014年2月）において、「2035年までに社会的連帯と法の統治に基づく新興国へと成長すること」を目標とし、その持続的な成長を支える人的資本形成のため、全国民への質の高い教育サービスの提供による子どもの学びの改善や、全てのレベルにおける理数科教育の強化を重点課題に掲げている。同目標達成のため、国民教育省は教育セクター開発計画（PAQUET-EF,2013-2025）の中で、「基礎教育の普遍化」、「教育の質の向上」、「より効果・効率・包括的なガバナンスを目的とした教育計画管理の地方分権化・分散化の促進・強化」等を主要課題として、具体的には、教員研修の提供や教材配布の強化や、持続的な経済成長を下支えする教科として理数科教育の促進を重視し、理科実験施設の整備やカリキュラム改訂等に取り組んでいる。

このような状況の下、我が国は、対セネガル国別開発方針（2014年4月）において、「西アフリカ地域の安定と発展を支える経済開発と社会開発の支援」を基本方針として掲げるとともに、重点分野「基礎的社会サービスの向上」の一環として「基礎教育向上プログラム」を実施している。

同プログラムでは、教育への公平なアクセスと質の改善や、教育行政の改善などに取り組むこととしており、これまで小中学校の建設、理数科教員の能力強化（「理数科教育改善プロジェクト」フェーズ1・2（2007-2015））、学校運営の改善（「教育環境改善プロジェクト」フェーズ1・2（2007-2015））などを支援してきた。理数科では、現職教員研修の制度構築を行い、全国の約55,000名の初等教員の能力強化に貢献した。学校運営改善においては「みんなの学校」アプローチを用いて住民参加型の学校運営委員会（CGE）の設立・機能強化のモデルを開発し、全国14州、約9,000校のすべての公立小学校に普及した。

2015年から2019年にかけては、上記の成果を踏まえつつ、子どもの基礎的な算数能力向上をより確実なものとするため「初等教育算数能力向上プロジェクト」（PAAME）を実施した。同事業では、算数教材・教員用指導書・ビデオ教材の開発、コミュニティとの連携による補習授業の実施、学習評価サイクル構築（定期テストの実施による子どもの学習成果の把握・対処）などを支援した。同事業により授業及び補習の両面で学習改善が図られるようになり、対象

地域において、子どもの基礎的計算能力は大幅に向上した（小学2年生で、正答率5割の子どもが2割に満たなかったところ、7.5割に上昇した）。

今般、上記先行案件で実施された基礎的算数能力向上の成果を踏まえ、先行案件で開発した算数学習改善活動モデルの精緻化・改善を図り、同モデルの全国普及、制度化を支援することを目的として、「初等教育算数能力向上プロジェクトフェーズ2」の実施について要請がなされた。

7. 業務の内容

本業務従事者は、セネガル共和国「初等算数能力向上プロジェクトフェーズ2」のチーフアドバイザーの下、住民参加／制度化専門家として、他の専門家と協働して、カウンターパート（以下「C/P」という。）に技術的・政策的助言を提供し、以下の業務を行うことが期待される。

【業務の目的】

コミュニティとの協働による算数学習改善活動モデル¹の普及とその継続に向けた現行モデル精緻化・制度化

【業務の内容】

- ・ CGE の能力強化やフォーラムアプローチ²の推進に必要な技術支援を行う。
- ・ 教育開発が遅れている地域において、教育格差是正に効果的なアプローチを探るためのパイロット活動の検討・計画策定を支援する。

【留意事項】

- ・ なお、本業務の実施にあたっては、自立発展性の観点から、C/P のオーナーシップの尊重と能力強化のため、活動計画策定、研修モジュール作成を含む各種研修の実施、モニタリングの実施等、可能な限りセネガル側主導で行い、プロジェクト終了後も C/P 自身が研修モジュールの更新、研修実施、モニタリング等を自律的に、継続的に実施できるよう技術移転を図ることを重視し業務を実施することに留意する。
- ・ また、現地での業務期間中は、活動進捗や成果を積極的に発信し、本事業の取組が広くセネガル教育関係者に理解され、自律的な活動実施に繋がるよう支援を行うこと。

¹ 算数学習改善活動モデルは、①校長・教員を中心とする授業内における指導・学習の質改善、②コミュニティとの協働による学習量拡充、③定期的な評価による学習成果の把握・結果に対する対処の要素からなり、基礎的算数能力を向上させる一連の活動サイクルを指す。先行案件「初等教育算数能力向上プロジェクト」で試行され、本プロジェクトにおいて、持続的なものとなるようモデルの検証、改良を行う。

² フォーラムアプローチとは、各自治体レベルで CGE を中心とする教育関係者が集い、地域の教育開発に関し協議し、着実な課題解決につなげる枠組み。同アプローチの推進は、CGE 能力強化や持続的なモニタリング制度の構築に資する。フォーラムアプローチについては以下動画(JICA-net 教材)も参照すること。<https://www.youtube.com/watch?v=VaAMxLkK4WA>

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間 (2022年2月上旬)

- ① プロジェクト関係資料 (実施協議討議録、これまでの活動にかかる関連報告書等)を確認し、本プロジェクトの内容、実施枠組み、及びこれまでの進捗等を把握する。
- ② JICA 人間開発部及びセネガル事務所と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。
- ③ 全体業務にかかる業務計画書を作成し JICA 人間開発部による確認の後、JICA 人間開発部及びセネガル事務所に提出する。

(2) 第1次現地業務期間 (2022年2月下旬～9月中旬)

- ① 現地業務開始時に、JICA セネガル事務所及び C/P 機関と協議し、業務計画の確認を行う。業務計画内容についてはチーフアドバイザーを含め、他プロジェクト専門家にも説明し、必要に応じて調整を行うこと。

(コミュニティ協働による教育改善業務)

- ② C/P とともに、2021年11月にニオロ県で試行的に実施したコミュニケーション (県の下にある自治体単位) フォーラムについて、事後モニタリング (サイト訪問、決議の実施状況、成果の発現状況の確認等)を行う。この際、県視学官事務所の能力強化の観点から、県視学官事務所と事前に調整を行い、県の視学官の主体的な関与を引き出すこと。
- ③ C/P とともに、モニタリング結果を取り纏め、試行活動結果をレポートにまとめる。
- ④ C/P とともに、試行活動の成果及び教訓を踏まえ、コミュニケーションフォーラム実施にかかるガイドブックの改訂を行う。

(算数学習改善活動の制度化業務)

- ⑤ 21/22 学年度開始時 (2021年10月) に、算数学習改善活動モデルの導入研修を5州に対して実施した (カオラック、カフリン、ファティック、ルフィスク、ティエス)³。これら5州において、導入研修実施後の各レベル (州、県、学校、CGE) での算数学習改善活動モデルの実施状況をモニタリングする。この際、C/P 及び各州・県の教育行政官の能力強化のため、セネガル側関係者の主体的な関与を引き出すこと。
- ⑥ モニタリング結果を取りまとめ、第1バッチ対象5州における実施状況

³ セネガルは全部16の州 (IA) に分かれているが、本プロジェクトでは全国普及を3つのバッチに分けて行うこととしている (R/D 参照)。第1バッチ5州、第2バッチ5州、第3バッチ6州に対して算数学習改善モデルを導入しプロジェクト期間中に全16州をカバーする予定である。

の分析、翌年度の拡大・普及に向けた教訓・提言をまとめる。

- ⑦ 第1バッチの対象5州に対する算数学習改善活動モデルの導入から学校及びコミュニティレベルでの活動の実施、モニタリングまでの一連のプロセス・経験を踏まえ、先行プロジェクトで開発された算数学習活動モデルを改善・精緻化し、モデルの全国普及にかかる指針作成を技術的に支援する。
- ⑧ 算数学習改善活動モデルが各レベル（州、県、学校、コミュニティ）において持続的に実践されるよう、既存の行政制度（年間活動計画、成果連動型契約等）に算数学習改善活動が取り入れられていく必要がある。C/Pとともに、全国普及の指針作成と合わせて、通達や省令など制度化に必要な行政手続きを確認し、必要な行政文書等が発行に向け、関係者との協議・検討を行う。
- ⑨ 22/23学年度開始時（2022年10月）に、第2バッチの対象5州に対する算数学習改善活動モデルの導入研修を行う。この際、研修の実施計画や研修内容に、上記（2）⑦で作成した指針の内容が反映されるよう必要な技術支援を行う。
- ⑩ 第1バッチで算数学習改善モデルの導入を行った5州においては、上記指針に沿って、州及び県において、算数学習改善活動モデルの活動を取り入れた年間活動計画を作成する必要がある。第1バッチ対象州において、各州及び県教育事務所がこれら年間活動計画を適切に作成することができるよう、C/Pとともに技術支援を行う。

（教育開発が遅れている地域において、教育格差是正に効果的なアプローチの検討）

- ⑪ プロジェクトデザインマトリクスの「成果5」の取り組みに関連し、教育指標の特に低い地域（現時点の候補州は、ジュールベル、カフリン、マタム、タンバクンダ、ルーガ）の算数教育及び学習の現状を文献や既存情報等から確認する。
- ⑫ 確認結果を踏まえ、教育格差是正のためのパイロット活動を実施する対象地域、対象校の選定基準等や、実施しうる活動等について、C/Pと協議し、実施計画を検討する。
- ⑬ 協議の結果を踏まえ、パイロット活動の対象地域、対象校を決定する。
- ⑭ 第一次現地業務完了に際し、JICAセネガル事務所に対して、現地業務結果報告書（和文）を作成、提出し、現地業務報告を行う。合わせて第二次現地内容及び活動計画について協議を行う。

（3）第1次国内整理期間（2022年9月中旬～2022年9月下旬）

第1次派遣の現地業務結果報告書(和文)をJICA人間開発部に提出し、報告する。

(4) 第2次現地派遣期間(2022年10月上旬~2023年3月下旬)

- ① 現地業務開始時に、JICAセネガル事務所及びC/P機関と協議し、業務計画の確認を行う。業務計画内容についてはチーフアドバイザーを含め、他プロジェクト専門家にも説明し、必要に応じて調整を行うこと。

(コミュニティ協働による教育改善業務)

- ② 2021年11月に実施したニオロ県におけるコミュニケーションフォーラムの試行活動を経て改訂されたコミュニケーションフォーラム実施ガイドブックを用いて、フォーラム活動の普及を行う。
- ③ C/Pと協議し、普及対象州を1州決定する。対象州はパイロット活動を行ったカオラック州のほか、第1又は2バッチ対象州の中から選定することを想定するが、C/Pと協議し決定する。対象州の州教育事務所及び県教育事務所関係者に対し、ニオロ県でのコミュニケーションフォーラム実施結果等を共有するとともに、22/23学年度(2022年10月開始)でのコミュニケーションフォーラム実施にかかる準備会合(州・県、及び各県)の開催を支援する。
- ④ コミュニケーションフォーラムの実施に当たっては、各県教育事務所とプロジェクトの間で契約⁴を締結し、各県がコミュニケーションフォーラムを実施する形となる。従って、各県との契約締結に必要な支援を行う。
- ⑤ 22/23学年度に実施するコミュニケーションフォーラムは各県が主体的に計画をし、コミュニケーションと実施を行う。コンサルタントは、C/Pとともに一連のプロセスをモニタリングし、各県教育事務所が円滑に活動を実施できるよう技術的な支援を行う。
- ⑥ C/Pとともにコミュニケーションフォーラムの実施状況をモニタリングし、必要な技術支援を行う。
- ⑦ コミュニケーションフォーラムの開催後は、C/Pとともに、事後モニタリング(サイト訪問、決議の実施状況等の確認)を行う。

(算数学習改善活動の制度化業務)

- ⑧ 第2バッチ対象州に対し、第1バッチ対象州の優良事例等を共有し、州及び県教育事務所において、算数学習改善活動を盛り込んだ年間活動計画が策定されるよう技術支援を行う。

⁴ プロジェクト経費で研修参加者の交通費、文房具等の研修開催経費を負担し、各県で研修会場及び研修機材の準備、講師の派遣を負担するほか、県が実施・運営しコミュニケーションフォーラムを開催することを約する契約。詳細は業務開始後、ニオロ県教育事務所と締結した契約内容を参照すること。

- ⑨ 第1バッチ及び第2バッチともに、年間活動計画に沿って算数学習改善活動を適切に実施できているか、C/Pとともにモニタリングを行い、必要な技術支援を行う。
- ⑩ 第2バッチにおいては、2022年10月頃から算数学習改善活動の導入研修が実施されるため、他専門家と協働して円滑な研修実施を支援する。
(教育開発が遅れている地域において、教育格差是正に効果的なアプローチの検討)
- ⑪ 上記(2)⑬にて決定した対象地域、対象校の現状(特徴)について調査を行う。
- ⑫ 各対象地域の特徴を踏まえ、教育格差是正に資する活動候補について、C/Pと協議する。セネガル側との協議により変更の可能性はあるものの、本格的なパイロット活動は23/24学年度(2023年10月以降)から開始することを想定している。22/23学年度の間は、翌学年から円滑に活動を開始できるよう準備作業を技術的に支援する。
- (5) 帰国後整理期間(2023年4月中旬まで)
専門家業務完了報告書(和文)をJICA人間開発部に提出し、報告する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

- (1) 業務計画書(全体)
業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容(案)などを記載。
和文(データで提出)
- (2) 現地業務結果報告書
第1回現地派遣終了時に和文で作成し、JICAセネガル事務、及びJICA人間開発部に報告する。
和文(データで提出)
- (3) 専門家業務完了報告書(和文3部)
2023年4月14日までに提出。
現地派遣期間中/国内作業期間中の業務報告書(和文)を、JICA人間開発部及びセネガル事務所に提出し、報告する。同報告書には以下の文書を含めること。
- ・ モデルの全国普及にかかる指針
- 体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「業務実施契約（単独型）に係る見積書について」を参照願います。

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_202103.pdf

留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。
航空経路は、日本⇒ドバイ⇒ダカール⇒ドバイ⇒日本を標準とします。
- (2) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用は見積書に計上不要です。契約交渉時に確認させていただきます。

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境
 - ① 現地業務日程
7. 業務の内容記載の派遣期間に応じて提案してください。但し、現地人月、国内人月、渡航回数は2. 契約予定期間等に記載の数値を上限とします。
現時点でセネガル入国時には隔離期間は設けられていません。セネガル政府により水際対策措置に変更があった場合には、JICA と協議の上遠隔業務での対応等決定することといたします。
 - ② 現地での業務体制
本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみです。ただし、プロジェクトには他に長期専門家が3名（チーフアドバイザー、算数教育／住民参加、業務調整）います。
 - ③ 便宜供与内容
 - ア) 空港送迎：第1次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり
 - イ) 宿舍手配：第1次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり
 - ウ) 車両借上げ：JICA 事務所又は技術協力プロジェクト専門家による手配
 - エ) 通訳備上：なし
 - オ) 現地日程のアレンジ：JICA 事務所又は技術協力プロジェクト専門家による手配
 - カ) 執務スペースの提供：教育訓練省内における執務スペース提供（ネット環境完備予定）
- (2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料が、JICA 図書館のウェブサイトで公開されています。

- 初等教育算数能力向上プロジェクトフェーズ2 事前評価表
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2019_1900460_1_s.pdf
- 初等教育算数能力向上プロジェクト(先行プロジェクト) 事前評価表
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2015_1400293_1_s.pdf
- 基礎教育セクター情報収集・確認調査 国別基礎教育セクター分析報告書(2012年)
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000007330.html>
- 理数科教育改善プロジェクトフェーズ2事業完了報告書(2015年)
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000031443.html>
- 教育環境改善プロジェクトフェーズ2終了時評価調査報告書(2015年)
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000025035.html>
- 教育環境プロジェクトフェーズ2技術協カプロジェクト事業完了報告書(2015年)
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000031442.html>

② 本業務に関する以下の資料は、以下関係機関のウェブサイトにて公開されています。

- セネガル教育開発セクター計画(PAQUET-EF)初版(2013-2030)
<https://www.sec.gouv.sn/sites/default/files/PAQUETEF.pdf>
- 同 改訂版(2018-2030)
https://planipolis.iiep.unesco.org/sites/planipolis/files/ressources/paquetvf_senegal.pdf
- セネガル国家開発計画(PSE)
<https://www.sec.gouv.sn/dossiers/plan-s%C3%A9n%C3%A9gal-emergent-pse>

③ 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料:「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程(2021年4月1日版)」及び「情報セキュリティ管理細則(2021年3月31日版)」

イ) 提供依頼メール

・タイトル:「配付依頼:情報セキュリティ関連資料」

・本文:以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な

な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA セネガル事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 90日を超える派遣においては、原則公用旅券での入国が必要となります。
- ④ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ⑤ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑥ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上